



平成29年工業統計調査（28年実績）

調査票 乙 の記入の仕方

（従業者29人以下の事業所用）

平成29年6月
経済産業省・都道府県・市区町村

工業統計調査について

- この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査で、従業者4人以上の製造事業所が調査の対象となります。対象の事業所は報告の義務があります。
- この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

調査票について

- 調査票は2枚お配りしています。1枚は控えとしてご利用下さい。控えは、調査員、市区町村、都道府県、経済産業省からの問い合わせや次回調査の記入の際の参考のために保存しておいてください。
- 前回までの調査結果に基づいて貴事業所名などを印字している調査票（プレプリント調査票）をお配りしている場合は、そのプレプリント調査票にご記入・ご提出ください。印字されている内容に変更がありましたら、修正をお願いいたします。
- 平成29年調査票は調査項目が一部変更されました。同封の「工業統計調査票変更箇所のお知らせ」をご覧ください。

調査票の記入・提出について

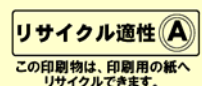
- 「10 製造品出荷額等」の製造品番号は、同時に配布しました「商品分類表」をご覧のうえ記入してください。
- 調査票の記入・提出はインターネットでも可能です（回答期限：6月7日（水）。あらかじめ調査対象者IDと確認コード（パスワード）が同封された事業所に限ります。詳しくは「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。同封されていない場合は紙調査票で提出をお願いします。）。

問い合わせ先について

- 調査票の提出期日の変更・提出方法などについては、担当の統計調査員又は市区町村にご相談ください。なお、本調査の趣旨、調査票の内容、記入の仕方などについてご不明な点がございましたら、コールセンターまでお問合せください。
- 担当統計調査員氏名や市区町村窓口、コールセンターの電話番号などは調査員がお持ちした封筒に記載されています。

具体的な調査票の記入の仕方は次のページのとおりです。

記入に際しての注意事項が裏面にありますので、必ずご覧ください。



調査票 乙 記入の仕方

○持株会社、親会社は本社ではありません。
登記簿上の本社・本店の所在地（例えば自宅等）と実際に活動している本社・本店の所在地が違う場合には、実際に活動している本社・本店の所在地を記入してください。

○企業内で工場が1つの場合は、1又は2のいずれかに○印がつきます。
○工場が2つ以上ある場合は、3に○印がつきます。

○「4 経営組織」が「個人」の場合に記入してください。「法人」の場合は記入しないでください。

○「①個人業主及び無給家族従業員」の「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を営んでいる人、「無給家族従業員」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいいます。

○「②有給役員」とは、貴事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。

○「③常用雇用者」とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人、「③正社員、正職員」として処遇している人を記入します。「④③以外の人（パート・アルバイトなど）」には、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「正社員、正職員」として処遇している人を記入します。

○「⑤臨時雇用者」には、「常用雇用者」の定義に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）を記入します。④以外の人（パート・アルバイトなど）を含めます。

○「⑦送出者」には、労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など貴事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人を記入します。

○「⑧出向・派遣受入者」には、別経営の事業所に籍を置いたまま貴事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業員を記入します。

○常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額、その他の給与額等（退職金又は解雇予告手当等）を記入してください。

○9項から11項は消費税込みの金額で記入し、「1 税込み」に○印をつけてください。ただし、税込みでの記入ができない場合は税引きの金額で記入し、「2 税抜き」に○印をつけてください。

○事業所の名称などについて、前回までの調査結果により、印字していません。印字内容を確認して変更などがあれば必ず修正してください。
○電話番号は市外局番から、住所は都道府県名から記入してください。
○フリガナは印字されていません。ご記入をお願いします。

1 事業所の名称及び所在地 (電話番号) ○○○-△△-××××

(フリガナ) ケイサン キンソク

(名称) 金属 経産鉄工所株式会社

〒 (所在地) 000-0000 岩手県久慈市▲▲町8-25

2 本社又は本店の名称及び所在地 (電話番号) ○○○-△△-××××

1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入してください。

(名称) 金属 経産鉄工所株式会社

〒 (所在地) 000-0000 岩手県久慈市▲▲町8-25

3 他事業所(国内)の有無 あてはまる番号一つに○を付けてください。

1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。
2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なった場所にある。
3 工場が二つ以上ある(上記1,2以外)

4 経営組織 あてはまる番号一つに○を付けてください。

1 会社 (株式(有限を含む)、合同、合資、合名)
2 組合・その他の法人
3 個人

5 資本金額又は出資金額(会社に限る) 平成29年6月1日現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。

金額(単位:万円) 千 百 十 万 円

5,000円未満の場合 「0」を記入。

1500
1200

6 従業員数(平成29年6月1日現在) (単位:人) ※従業員数の書き方が変わりましたので、詳しくは別途配布する「記入の仕方」をご参照ください。

区分	①個人業主及び無給家族従業員	②有給役員	③常用雇用者	④③以外の人(パート・アルバイトなど)	⑤臨時雇用者	⑥合計(①~⑤の合計)	⑦送出者	⑧出向・派遣受入者
男			16	1		17		
女			5	3		8		
この事業所に従事している人の男女計(⑥-⑤-⑦+⑧)						25		

7 現金給与総額(年間)(期末賞与、退職金等を含む)(単位:万円) 金額(単位:万円) 百 十 千 万 円

出向・派遣受入者に保われる支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている人に対する負担額なども含めて記入してください。

9218

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 選択した記入方法を○で囲んでください。

●9項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

○ 税込み (1) 税抜き (2)

9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額(年間) (単位:万円) 百 十 千 万 円

(1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したもの、同じ企業の他の事業所から受け入れたものなどのうち、実際に製造等に使用した総使用額をいいます(購入額を記入しないでください)。
(2) 委託生産費は、原材料又は製品を他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃又は支払うべき加工賃をいいます。
(3) 製造等に関連する外注費は、生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などを外注した際の費用をいいます。派遣、(2)の委託生産費などの外注費を除いたものです。
(4) 転売した商品の仕入額は、実際に平成28年中に売上げた転売品に対応する仕入額(年初転売品在庫額+年間転売品仕入額-年末転売品在庫額)をいいます。
(5) 金額欄には(1)、(2)、(3)、(4)の合計金額を記入してください。

金額(単位:万円) 百 十 千 万 円

28784

◎A 2 4 ◎B

この欄は都道府県が使用します。

○8項での選択(消費税込み・消費税抜き)に応じた金額を記入してください。
○購入した額ではなく、使用した額を記入してください。
○購入して使用した水の使用額も含めてください。
○「その他収入」に用いた原材料使用額を含めた金額も記入してください。(仕入れて又は受け入れてそのまま販売した転売品に対応する仕入額を含めます)。
○他企業の国内事業所へ原材料を支給して製造、加工を委託した場合の委託生産費(外注加工費)を含めてください。
○生産設備の保守・点検・修理、機械の操作、製品の検査・梱包などの事業所収入(その他収入を含む)に直接関連する外注費も含めてください。ただし、管理・販売部門の外注費は含めません。
○派遣会社への支払額については、ここに含めないで、「7 現金給与総額」に記入してください。

○「10 製造品出荷額等」の金額は、8項での選択(消費税込み・消費税抜き)に応じた金額を記入してください。
○「ア 品目別製造品出荷額」には消費税以外の国内消費税(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税)は含めてください。
○機械器具の場合は、完成品が部分品かによって、製造品番号が異なる場合がありますので注意してください。
○仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)については、「ア 品目別製造品出荷額」に入れず、「ウ その他収入額」に記入してください。
○この欄に記入しきれないときは、裏面の補助用紙に記入してください。

10 製造品出荷額等

(1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、部分品、副産物、製造工程からたたく・廃物も記入してください。
(2) 貴事業所で製造し、同じ企業の他の事業所へ引き渡したのも市価換算して製造品出荷額に含めてください。
(3) 製造品名、賃加工品名、その他収入の種類名、番号、数量単位名などの記入に当たっては、商品分類表を参照してください。
(4) 出荷額は、工場出荷価額によって記入してください。

ア 品目別製造品出荷額(年間) 自己の所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの(委託生産品)を含め、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)はここに含めず「ウ その他収入額」に記入してください。(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む)

番号	製造品名	数量	金額(単位:万円)			
			千	百	十	万
244111	鉄骨	t 645	1	2	8	50
244219	その他の建設用金属製品		1	7	2	46
244513	建築用板金製品		3	6	0	8
244619	その他の製缶板金製品		5	4	2	0
製造品出荷額計			3	9	1	24

イ 加工賃収入額(年間) 他企業の(国内外にかかわらず)の所有する原材料又は製品に賃加工して平成28年中に引き渡したものに對して、受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃を記入してください。

番号	賃加工品名	金額(単位:万円)
244291	建設用金属製品(賃加工)	1021
9		
加工賃収入額計		1021

ウ その他収入額(年間) ア、イ以外のその他収入額(修理料収入・転売収入など)を記入してください。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入や財産売却収入は除きます。

番号	その他収入の種類名	金額(単位:万円)
740000	建設業収入(建築現場での鉄骨鉄工工事)	1315
800000	転売収入(形鋼の転売)	575
その他収入額計		1890

11 10のア、イ、ウの合計金額 ★ 印合計 42035

12 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間) 割合(単位:%)

(直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの) 11項10のア、イ、ウの合計金額に対する直接輸出額の割合を、小数点第2位まで記入してください。

13 主要原材料名及び簡単な作業工程

ア 購入したもの	イ 他企業から支給されたもの(無償)	ウ 作業工程
形鋼、鋼板、鋼管	形鋼	切断→折り曲げ→溶接→研磨→出荷

備考 前年に比べ受注が増加したこと、鋼材価格が高くなったことにより、出荷額が増加した。

報告者(代表者)の記名 経産 誠

本票の内容について回答できる人の職・氏名 経産 正

連絡先(電話番号) ○○○-△△-□□□□

○製造品と原材料の関係を見る上で必要ですので、主要なものを記入してください。
○同一企業内の他の事業所から受け入れたものも「ア 購入したもの」に記入してください。

○各調査項目について、前年に比べ著しく大きい小さい数値のとき(例:2倍以上とか1/2以下など)は、その理由を記入してください。
○平成28年1月1日から12月31日までの1年間の実績での記入が困難であり、平成28年を最も多く含む決算期間(12か月)で記入した場合、その決算期間を記入してください。

○商品分類表に数量単位が指定されているものは、記入してください。
○数量単位が「-」となっているものは、空欄で構いません。

○番号及び名称の記入に当たっては、「商品分類表」を必ず参照してください。
○商品分類表に該当製造品名が見当たらない場合は、できるだけ詳しく製造品名を記入してください。
○製造品名を「その他」として一括記入しないで、各々の製造品名及び金額を記入してください。

○賃加工品の分類番号は、商品分類表において、下2桁目に「9」の数字を用いることで、製造品の分類番号と区別されます。調査票には番号の下2桁目に「9」が印字されています。
○この欄に記入のある場合は、「13 主要原材料名」の「イ 他企業から支給されたもの(無償)」の欄にも記入してください。

○製造品出荷額及び加工賃収入額以外のその他収入額については、商品分類表のその他収入区分に記したものが、番号とその他収入の種類名を記入してください。
○調査票には番号の下4桁「0000」が印字されています。
○その他収入の種類名には括弧書きで、具体的な名称も記入してください。

○海外への輸出向けであっても、商社等他企業を経由する場合は、直接輸出とはしません。
○直接輸出額の割合(%)は、年間輸出額計/「11 10のア、イ、ウの合計金額」×100で算出し、小数点第2位(小数点第3位以下を四捨五入)まで記入してください。
○直接輸出がない場合は、記入の必要はありません。

○調査票の内容について、お問い合わせをすることがありますので、「1 事業所の名称及び所在地」に記入した電話番号と異なる場合は、その連絡先を記入してください。

調査票の記入に際しての注意事項

1. 記入方法

- 調査票は、黒インキのペンやボールペンなどで、はっきりと記入してください。
- 修正される場合は、修正後の数値などがはっきり読み取れるようにご注意ください(修正線を引いていただいても、修正液を使用していただいても結構です。訂正印は不要です。)

2. 調査期間

- 調査期間が「年間」となっている事項については、**平成28年1月～12月までの1年間**の実績を記入してください。
- 5項、6項は**平成29年6月1日現在**の数値を記入してください。

3. 調査対象

- この調査は、事業所単位の調査ですので、**事業所ごとに記入**してください。企業全体の数字を記入しないでください。
- 本社と事業所が同じ場所にある場合は、本社分も含めて記入してください。
- 製造以外の事業(建設業など)を行っている場合は、その分も含めた事業所全体の数字を記入してください。

4. 金額の単位

1万円未満を四捨五入して**「万円単位」**で記入してください。

5. 消費税の取扱い

- 9項から11項は、8項での選択(消費税込み、消費税抜き)により金額を記入**してください。
- 同じ企業に属する他の事業所へ受け渡したものと他の事業所から受け入れたものも、取引があったものとみなして市価に換算して金額を記入してください。その際、8項で「1 税込み」を選択した場合は消費税額を上乗せした金額としてください。
- 直接輸出したのものについては免税となりますので、8項で「1 税込み」を選択した場合でも、消費税額を上乗せしないでください。

6. 「10 製造品出荷額等」の記入欄が不足する場合

調査票の裏面に補助用紙がありますので、そちらにご記入ください。なお、補助用紙にご記入いただいた場合も、調査票の表面の「計」の欄(★)には、補助用紙の金額を含めた合計を記入してください。

7. その他

経済産業省のホームページにも「Q&A」を掲載しております。

(<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/qa.html>)

経済産業省のトップページ → 「統計」をクリック→「主要統計」の「工業統計調査」をクリック